

第 6304 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 10月 21日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 申告書等閲覧サービスの改正

Q : 申告書等の閲覧サービスの内容が改正になったとか。どのようになったのですか？

A : 写真を撮ることができるようになりました。

【解説】

さきごろ、国税庁長官から「申告書等閲覧サービスの実施について」(事務運営指針)が出され、申告書等の閲覧サービスが改正されました。

申告書などを記録する場合は、これまで、書き写しすることしか認められていませんでしたが、閲覧申請者や税務署員の事務負担を削減するため、写真撮影することが認められることとなりました。

ただし、次の事項に同意することが必要です。

- ① デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット又は携帯電話など、撮影した写真をその場で確認できる機器を使用すること(動画は撮れません)。
- ② 收受日付印のある書類等は、收受日付印、氏名、住所等を被覆した状態で撮影すること。
- ③ 撮影した写真を署員に確認させ、対象書類以外が写り込んでいた場合は、署員の指示に従い消去すること。
- ④ 撮影した写真は申告書等の内容確認以外で利用しないこと。

この取扱いは、令和元年9月1日から実施されています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】